

千葉県公告第867号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年10月12日

千葉市長 神谷 俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョイフル本田千葉店
所在地 千葉県稲毛区園生町368番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ジョイフル本田
代表者の氏名 代表取締役 平山 育夫
住所 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号

3 変更した事項

(1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 細谷 武俊
(変更後) 代表取締役 平山 育夫

(2) 大規模小売店舗において小売業の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 細谷 武俊
(変更後) 代表取締役 平山 育夫

4 変更の年月日

令和5年6月21日

5 変更する理由

設置者及び小売業者の代表者変更が生じたため

6 届出の年月日

令和5年9月25日

7 縦覧場所

千葉県中央区千葉港1番1号 千葉県経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年10月12日から令和6年2月13日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで